

議員提出議案第7号

藤縄喜和議員に対する辞職勧告決議

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

藤縄喜和議員に対する辞職勧告決議

我々鳥取県議会議員は、県民の厳粛な負託を受け、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位及び品格と識見を養うよう努め、県政の発展と県民福祉の向上のため、その職責を全うしなければならない。議員一人一人が一層高い倫理観をもって行動し、政治倫理の確立を通して県民に信頼される議会を目指すため、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例を制定して今年で10年を迎えたところである。

しかしながら、本年6月、藤縄喜和議員が、鳥取市選挙区内の有権者に中元や歳暮を贈ったとして、公職選挙法違反の罪で略式命令を受けるという事態が発生した。司法機関の判断は今後なされるものであるが、その事実は、テレビや新聞等で報道され、県民をはじめ多くの方から非難と厳正な対処を求める声が寄せられており、県議会の信頼を損なうところとなったことは誠に遺憾である。

本件については、県民の模範として法令、条例を遵守し、高い倫理観や見識を求められる県議会議員の職にありながら、非常に軽率で規範意識の欠如した行為により、県議会に対する信頼を著しく失墜させたと言わざるを得ず、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例に基づき設置された鳥取県議会政治倫理審査会における審査の結果、議員辞職の勧告を行うことが相当であると結論づけられたところであり、鳥取県議会議員としての政治的、道義的責任は免れない。

よって、本県議会として、藤縄喜和議員に対し、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちに議員を辞職されることを勧告する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会